

財 関 第 1264 号
平成 21 年 11 月 10 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
大 藤 俊 行

分類例規の一部改正について

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（平成 21 年 11 月 財務省告示第 357 号）の適用に伴い、分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 22 年 1 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。